

輸出令の該非判定用パラメータシート（カバーシート）

輸出令別表第1の4の項（22）、4の項（24の2）及び8の項

〔電子計算機等〕（電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品）

CISTEC 2017.01.07

貨物名：

メーカー名：株式会社アクセル

型及び等級：制御機器 MPC-2100一式

パラメータシート

様式：該貨コ-0

(P1/1)

(平成29年1月7日施行政省令等対応)

判定項番	パラメータシート様式
<p>《判定項番の選定と指定パラメータシート様式》 標題の貨物の判定対象項番は、対応するパラメータシート様式の□にレ又は×を記したものです。</p> <p>《輸出令別表第1の4の項(22)》 1. 貨物等省令(以下省令という。)第3条第二十三号に掲げるアナログ電子計算機又はデジタル電子計算機。</p> <p>《輸出令別表第1の4の項(24の2)》 2. 省令第3条第二十五号の二に掲げるハイブリッド電子計算機。</p> <p>《輸出令別表第1の8の項(5の項～15の項共通)》 3. 医療用に設計された装置、または医療用に設計された装置に組み込まれたもの。</p> <p>《輸出令別表第1の8の項》 4. 省令第7条に掲げる電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品。 (輸出令別表第1の4の項(22)(省令第3条第二十三号)及び4の項(24の2)(省令第3条第二十五号の二)の中欄に掲げるものを除く。) 別紙：電子計算機等の耐温度設計及び耐放射線設計 他の装置に内蔵されたデジタル電子計算機等</p> <p>《輸出令別表第1の9の項》 5. 暗号機能又は秘密保護機能を有する電子計算機等若しくはその部分品</p>	<p><input type="checkbox"/> 該貨コ-4(1)</p> <p><input type="checkbox"/> 該貨コ-4(2)</p> <p><input type="checkbox"/> 0-01貨</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該貨コ-8</p> <p><input type="checkbox"/> 該貨コ-8(別紙一号)</p> <p><input type="checkbox"/> 該貨コ-8(別紙三号)</p> <p><input type="checkbox"/> 9の項のパラメータシート</p>
判定結果	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当
輸出令別表第1 貨物等省令	

作成責任者：（作成年月日 年 月 日）

会社名 株式会社アクセル

所属・役職

(フリガナ) (オオツカ キョウコ)

氏名 大塚 恭子

印

電話 0266-72-8465

検討の結果、以上相違ありません。

輸出令の該非判定用パラメータシート

輸出令別表第1の8の項 (省令第7条)

[電子計算機等] (電子計算機若しくは附属装置又はこれらの部分品)

貨物名:

CISTEC 2017.01.07

メーカー名: 株式会社アクセル

パラメータシート  
様式: 該貨コー8 (P1/2)

型及び等級: 制御機器 MPC-2100一式

(平成29年1月7日施行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
<p>一 低温若しくは高温で使用できる、又は、放射線の影響を防止するように設計された電子計算機若しくはその附属装置、又はこれらの部分品か？ 電子計算機、附属装置、部分品のいずれに当たるかを備考欄に記入すること。</p> <p>(注意) 部分品については、部分品で判定せず、それが使用された状態又は組み込まれた状態での電子計算機の仕様について、以下のイ及びロに回答し、判定する。</p> <p>※「様式：該貨コー8（別紙一号）」を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。 回答が「いいえ」の場合は上記様式の添付不要。</p> <p>第一号イ（耐温度設計）に該当するか？</p> <p>第一号ロ（耐放射線設計）に該当するか？ ※「告示で定める貨物」（下記「注」参照）</p> <p>三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品：  他の装置に内蔵された貨物であって、リからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品か？ ※「様式：該貨コー8（別紙三号）」を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。 回答が「いいえ」の場合は上記様式の添付不要。</p> <p>ハ デジタル電子計算機であって、加重最高性能が12.5実効テラ演算を超えるものか？</p> <p>ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が12.5実効テラ演算を超えるものか？</p> <p>チ デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計したデジタル計算機の附属装置であって、転送されるデータの転送速度が2.0ギガバイト毎秒を超えるものか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> はい ←四へ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <b>いいえ</b></p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機 <input type="checkbox"/> 附属装置 <input type="checkbox"/> これらの部分品</p> <p>別紙一号の判定イを転記する</p> <p>別紙一号の判定ロを転記する</p> <p>加重最高性能値 (32bit 80MHz 実効テラ演算)</p> <p>最大構成時の加重最高性能 ( 実効テラ演算)</p> <p>データ転送速度 (0.00001 ギガバイト毎秒)</p>

「注」:「告示で定める貨物」とは「輸出令別表第3の3の規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物」に該当するものをいう。

[電子計算機等]（電子計算機若しくは附属装置又はこれらの部分品）

パラメータシート  
 様式：該貨コー8 (P2/2)

質 問 事 項	回 答		備 考
四 電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの 又はその附属装置若しくは部分品か？	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ←五へ	<input type="checkbox"/> はい 以下の該当するものにチェックを入れること	
イ シストリックアレイコンピュータ		<input type="checkbox"/> イ	
ロ ニューラルコンピュータ		<input type="checkbox"/> ロ	
ハ 光コンピュータ		<input type="checkbox"/> ハ	
五 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品 であって、侵入プログラムの作成、操作若しくは配信 又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは 改造されたものか？	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	
以上の結果、省令第7条に該当するか？	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 暗号機能、秘密保護機能

輸出令別表第1の9の項に対する注釈（運用通達）に従い、暗号機能又は秘密保護機能を有する電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品は、貨物等省令第8条第九号から第十号まで又は第十二号の規定により判定すること。

(注2) 備考欄の（ ）内には数値等を記入する（数値は設計値又はカタログ、仕様書等の数値を記載する。個々の実測値ではない）。ただし、関連する機能がないかあるいは計算するまでもなく規制値に達しないと判断できる場合は記入不要。

判定 回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該貨物が非該当であり、    枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

検討の結果、以上相違ありません。

作成責任者：（作成年月日 年 月 日）

会社名 株式会社アクセル

所属・役職

(フリガナ)

氏 名

電 話

(オオツカ キョウコ)

大塚 恭子

印

0266-72-8465